

# 人権擁護委員の日 6月1日

育てよう 一人ひとりの人権意識

「思いやりの心・かけがえのない命を大切に」

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱を受け、人権思想を広め、人権を尊重する社会の実現に向けて、常に積極的な相談・啓発活動を行っています。

相談は、年6回（偶数月に実施）広報でご案内しています。

塩旗 国光氏（再任）



田島 伸一氏（再任）



金子理恵子氏（再任）



久米雄志郎氏（再任）



新井 君美氏（新任）



特設人権相談（無料）

人権擁護委員の日にあわせ、人権相談所を開設して皆さんからの相談を受けします。いじめ・体罰・いやがらせ等の人権問題でお困りのかたは、お気軽にご相談ください。

期 日 6月1日（月）  
時 間 午前9時～正午  
場 所 総合センター  
相 談 員 田島伸一・久米雄志郎  
人権擁護委員

※相談員は交代する場合があります。  
合 合 があります。

問 合 せ 総務課行政担当  
☎6211230  
内線203

※皆野町以外の相談所もご利用になれますので、希望市町村に直接お問い合わせください。

平成21年10月から

## 個人住民税の特別徴収（年金からの天引き）が始まります

対象となるかた

平成21年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のあるかたで、かつ年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金を受給しているかたです。（介護保険料の特別徴収と同様です。）

特別徴収の対象となる個人住民税

特別徴収の対象となる個人住民税は、公的年金などの年金所得に係る個人住民税のみとなります。したがって、年金所得のほかに給与所得、不動産所得など他の所得がある場合、これらの所得に係る個人住民税は、従来どおり、給与からの天引き（特別徴収）または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。

平成21年度

6・8月	例年通り納付書や口座振替によって納付していただきます。（普通徴収）
10・12・2月	年税額から普通徴収額を差引いた額が3回に分けて天引きされます。

平成22年度以降

4・6・8月	前年度の2月に年金から天引きされた額が年金から天引きされます。（仮徴収）
10・12・2月	確定した年税額から仮徴収額を差し引いた額が3回に分けて天引きされます。

問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132